

加害者更生(更正)からみた今次
改正について—暴力臨床・加害者
臨床の取り組みをもとにして—

中村正(立命館大学)

2016.5.25

加害者への対応(自己紹介として)

- ①奈良少年刑務所での性犯罪処遇
- ②大阪の児童相談所における家族再統合事業(虐待家族)
- ③DVの加害男性・体罰教師へ更生面談(職場復帰支援)
- ④ハラスメント加害者への対応
- ⑤高齢者虐待の養護者支援SV(ケアマネへの相談)
- ⑥ハーグ条約の国内事案(離婚後の父子関係と暴力)
- ⑦地域生活定着支援(触法障がい者等の社会復帰)

○加害者臨床、修復的正義、「治療的司法」と治療共同体、対人暴力論、家族システム、虐待パーソナリティシステム、男性性論、臨床の脱構築とその技法、ライフストーリーワーク論・・・全体として、「対人暴力の研究」。

⇒カウンセリング/ガイダンス/リハビリテーション/

○臨床社会学・社会臨床論・社会病理学 Social Pathology
パソス＝苦悩、ロゴス＝意味・学・・・社会的な苦悩の意味

今次改正は

加害者対策＝更生の促進からみてどうか

→政策課題（刑事政策、社会再統合政策等）の「難題」としての（性犯）加害者対策がある。性犯加害者更生の実践に今次改正はどのようなことをもたらすのかについて検討する。重罰化、非親告罪化、監護者を対象化すること等はどのような政策的課題を要請しているのかについて検討する。

言いたいこと:

現行の性犯罪再犯防止プログラムの改善が必要であること。もう10年経過している。① 依拠している認知行動療法それ自体が変化していること、② 刑務所生活全体への位置づけ、③ 社会内処遇との関連づけ、④ 防止的措置(性犯罪者キャリア形成過程)との関連づけが弱いこともある。

加害者たちとの対話

どういう人たちか ⇒

動機づけられていない、自発的でない、抵抗する(狡猾さ含む)、そしてその時点では、暗数のこともあり、再々犯となる完成された犯罪者である「ジャスティス・クライアント」

例：虐待親対応と家族関係調整（性虐待含む）＝大阪市・大阪府・堺市の児相と連携した「男性・父親の課題（男親塾）」

「同意入所」（児童福祉法）という仕組みは脱暴力の「社会技術」として機能

→動機の語彙、行動形成、権利擁護の「社会技術」

→受講命令制度



刑罰中心

What Works ? 論争 (効果あるの?)
更生過程の研究/更生保護の理論
→このままの司法、福祉、心理、教育でいいのか。社会再統合政策のなかでも性犯罪は遅れている。刑法の改正が要請することの外延理解。

ストーカー行為規制法

DV防止法

児童虐待防止法

高齢者虐待防止法

+

ハラスメント規制(労働法制)

+

いじめ防止対策推進法

ハーグ条約国内実施法

+

スポーツ指導・部活の体罰

法の拡大

脱暴力への社会資源

2016/05/25

介入(司法臨床/
justice client)

α = 支援、回復、
治療、復帰、
再統合、再参入

⇒ 更生(リハビリ)

脱暴力への修復的正義・司法/治療的・回復的司法・・・問題解決型
裁判 = 回復ユニット/
チーム

社会資源の脱暴力化機能の強化(2000年代に進展)

地域包括支援センター(高齢者虐待対応も)

児童相談所(子ども虐待や関連するDVへ保護と介入)

配偶者暴力相談センター(相談、保護)

社会復帰促進センター

地域生活支援センター(触法障がい者へ多様な支援)

⇔家庭裁判所、地方裁判所、警察(生活安全+地域警察)、行政(市町村)等による権限ある措置(法的形式)

○刑罰以外の加害者対策+被害への対応

⇒ 性犯罪者はどこに位置づく?

現在の性犯罪再犯防止プログラム

第1科 自己統制[全26セッション]

- (ア) プログラム受講の心構えを養い参加の動機付けを高めさせる。
- (イ) 事件につながった要因について幅広く検討し特定させる。
- (ウ) 事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画(自己統制計画)を作成させる。
- (エ) 効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。

第2科 認知の歪みと改善方法[全11セッション]

- (ア) 認知が行動に与える影響について理解させる。
- (イ) 歪んだ認知の変容を図り、適応的な思考スタイルを身に付けさせる。
- (ウ) 認知的再体制化の過程を自己統制計画に組み込ませる。

第3科 対人関係と社会的機能[全9セッション]

(ア) 望ましい対人関係について理解させる。

(イ) 対人関係に掛かる本人の問題性と性犯罪との関係に気付かせる。

(ウ) 望ましい対人関係を築くために、必要なスキルを身に付けさせる。

第4科 感情統制[全8セッション]

(ア) 感情が行動に与える影響について理解させる。

(イ) 感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。

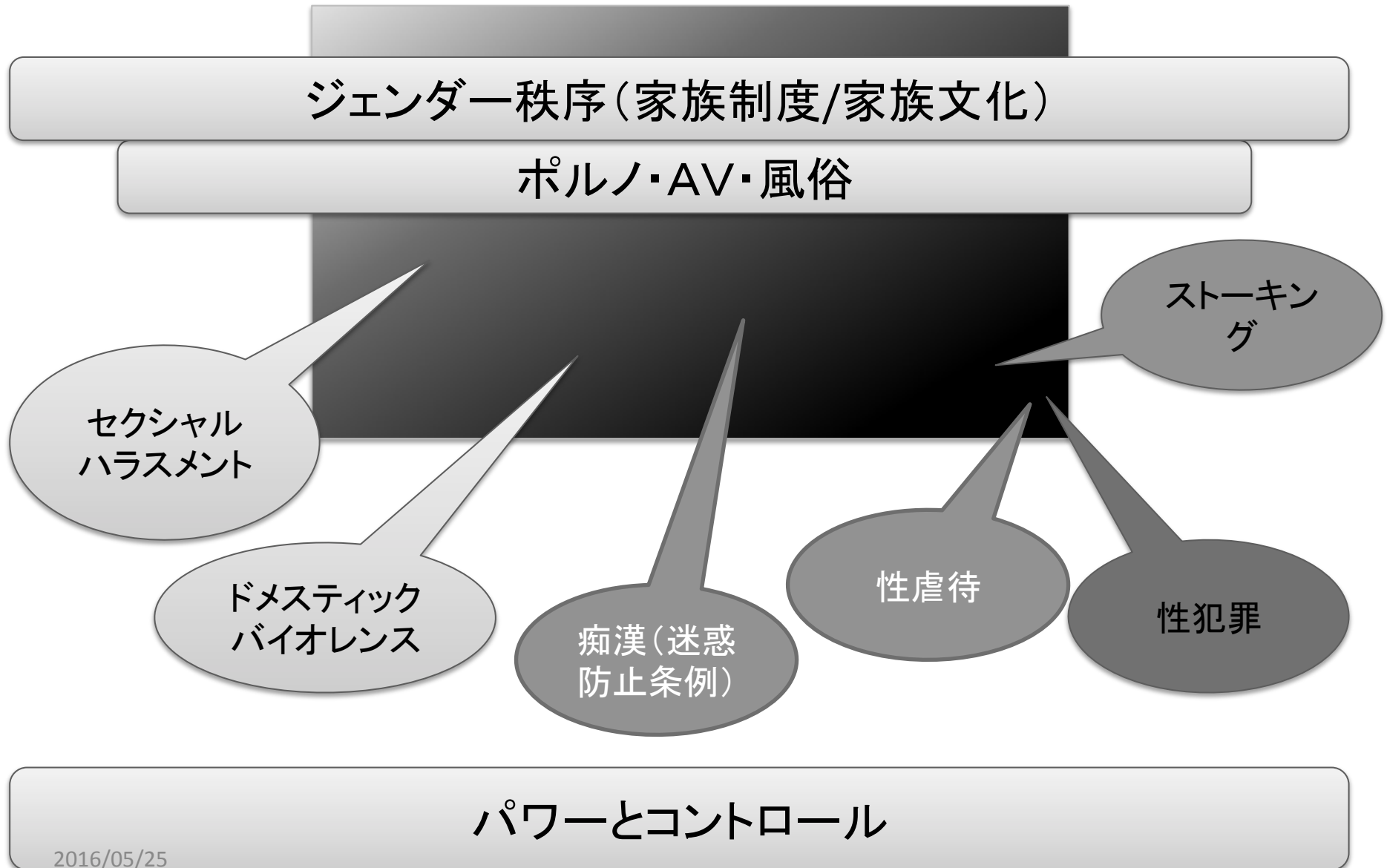
第5科 共感と被害者理解[全10セッション]

(ア) 他者への共感性を高めさせる。

(イ) 共感性の出現を促す。

メンテナンスプログラム[4セッション以上]

男性加害者＝性化・ジェンダー化された問題行動



1) 今次改正の論点 下限と対象

- ・量刑が重くなる(下限が引き上げられる)
- ・対象を拡大(肛門、口腔)
 - ⇒ 再犯防止プログラムへの影響

もともと、one size fits all.批判がある。

- ①長くなる受刑生活へ
=プログラムの受刑生活での位置づけが希釈化、汎化の必要性(受刑生活全般での検証)
- ②さらに多様な類型の犯罪者を対象にする

⇒ プログラムの再編は必至

2) 今次改正の論点 監護者

非対称な関係性 + 配慮する役割

コントロール行動・強いる行動

coercive control

関係コントロール型の暴力

影響力の実際

(続) 監護者による暴力の把握

「関係性の病理」の認識が要る
DV、虐待、ストーキングと接近

- ガスライティング(映画『ガス燈』に由来/陥れる)
- モラルハラスメント(人格への暴力・侮辱)
- ストックホルム症候群(生存戦略/加害同一化)
- 代理ミュンヒハウゼン症候群(献身と承認の欲求)
- 強いるコントロール行動(COERCIVE CONTROL、強いられた合意、偽自己決定等含む)
- 忠誠葛藤の利用(弱みの活用、相手の欲望に根ざす)
- 克己心、自尊心の悪用
⇒ 現在の性犯プログラムで対応困難

別の例：ハラスメント「迎合メール」について

被害者は対等な当事者間での行動とは異なった行動をとらざるを得なくなるとの経験則（例えば、やむを得ず行為者に迎合するメールを送ったからといってセクハラを受けたことを単純に否定する理由にならない）。強制わいせつ行為の被害者の言動としては、通常でない点、不自然な点が多々存在するとして一審が強制わいせつ行為の存在を否定したのに対し、不自然さがあることは認めつつも、性的被害者の行動パターンを一義的に経験則化し、それに合致しない行動が架空のものであるとして排斥することはできない（逃げたり声を上げたりすることが一般的な抵抗であるとは限らない）として、判断を逆転させた事例。

今次改正の論点 その3 男性性ジェンダー暴力が視野に

肛門、口腔等へと拡大

男性性を射程に入れるべきテーマが浮上

社会のなかで主流となっている男性性、抵抗する
男性性、補償する男性性、対抗する男性性、
Masculinities “Hegemonic Masculinity”

加害をどうみるか

○シンプルな合理的犯罪モデル

(Simple Model of Rational Crime)

①処分の機会を増やす、②処罰の強化、③個人の問題(腐ったミカン＝排除)

○日常行動と環境(犯罪環境論)モデル

(Routine Activity Theory)

①動機のある加害者 a motivated offender／潜在的な加害者 a likely offender、②適切な対象者 a suitable target、③能力のある監視人の不在 the absence of a capable guardian

マーカス・フェルソン (Marcus Felson) Crime and Nature、Crime and Everyday Life (『日常生活の犯罪学』守山正監訳、日本評論社

「犯罪は日常の合法的活動に養われた日常活動(ルーティーン・アクティビティ)としてみることができる」「犯行者の思考方法は合理的に組織されている」

→ 日常行動理論は規範や抑止に従うよりも逸脱行動をする者のもつ独自の認知の仕方、感情の処理、行動の指向があり、それは自由な選択の結果であり、当人にとっては合理的な過程となっていることを指摘

加害者への対応への諸相

処罰・更正、処分、面談、指導、相談、更生

- ・働きかけの仕組み
- ・自己理解・洞察・省察
- ・行動システムの理解(やってきたことのトレース)
- ・選択的なシーケンスとしての分岐点の再構成
- ・ナラティブ化(動機の語彙、選択の偏愛、正当化・中和化の言葉)
- ・イマジナリーな領域への係留(他罰的な自己の理解)
- ・被害者への手紙(ロールレタリング)
- ・根拠のない力の幻想 false empowering(幻想的な自己愛)
- ・失感情症的な状態への対応(言葉にする、感情の同定)
- ・ダブリングdoubling 他者への人間らしい感情を離断させる行為は自己への感情も離断する
- ・沈黙化作用(サイレンシング/サイレンス)

性犯罪のリスクアセスメント

- ① 重要な社会的影響を受けている他者
- ② 親密さ問題
 - ・妻や恋人への態度/子どもへの情緒的同一化
 - ・女性への敵意/孤独(社会的拒否)/他者への関心の欠如
- ③ 性の自己統制
 - ・性への固執/ストレス対処としての性行動
 - ・逸脱した性的関心
- ④ 性犯罪を支える態度
 - ・性の特権意識/レイプへの態度/小児わいせつへの態度
- ⑤ 更生の態度(協力度)
- ⑥ 一般的な自己統制力
 - ・衝動的行為/認知的問題解決力/否定的な感情対処力

「ニーズ」をとらえるSTABLE-2000

(→微修正されてSTABLE-2007)

2016/07/11 →動的リスク(変えることができる=選択的)

その暴力は偶然ではない

—a way of life, schema, problem-solving—

- ① 選択していること
- ② 暗黙理論がある
- ③ 行動として習慣的問題解決
- ④ 非犯罪的ニーズ(情状)がある
- ⑤ 非性的ニーズもある(怒り、嫌悪、コントロール、統制感、満足感・充足感、嗜虐的)
- ⑥ 性的欲求・性化された行動として発現(女性、子ども、脆弱な男性を選択)

加害者の更生＝何を対象化するか

- ① 他罰性(コントロール性)の縮減
- ② 非性的ニーズをアセスメント
- ③ 非犯罪的ニーズを視野に入れる
- ④ ジェンダー暴力の視点を加味

* ケースに即した更生計画

加害者更生・臨床の立脚点

① 犯罪的(逸脱促進の)ニーズ

反社会的態度、薬物依存、共感性の欠如、自己統制スキルの欠如、逸脱的仲間集団への関与、逸脱的問題解決パターン……

② 非犯罪的(逸脱回避の)ニーズ

低い自尊心、被害体験(トラウマ)、重要な他者の不在、信頼や安全の機会の希少、男性文化の功罪、何らかの障がい……

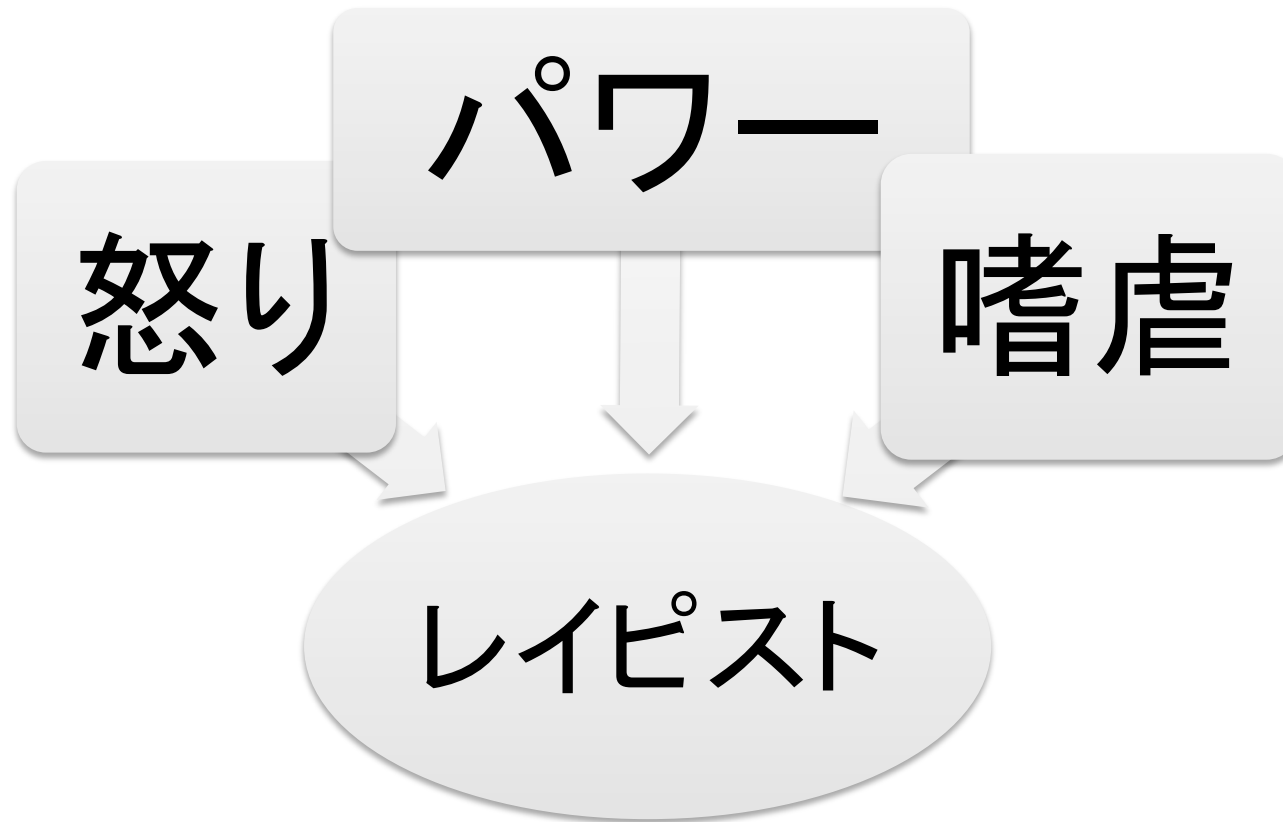
他罰性の背景:「被害意識」と加害

○犯罪者のなかの「被害」感情と加害肯定性

自分のなかの不都合(不満)、現在までの不全感、沈黙傾向(失感情的心理)と行動化傾向は非犯罪的ニーズに根ざすこと。被害意識が生起し、防衛、抵抗、反抗、無視する男性性の病みと闇(=Self-Silencingとアクトアウト)がある。非対称関係性を選択して非性的ニーズを充足。他罰性があるので、きちんと加害者になっていない。法的には処罰されているが心理的には加害者という自覚がない。

⇒ **動機付けの課題が大きく存在していること。**

レイプ研究（何を随伴するか）



Men who Rape: The Psychology of the Offender, A.Nicholas Groth, Plenu,,1979

レイプ研究(続)

心理的不安全感

性的欲望を満たすということではなく、

① なんらかの心理的不全(感)をもとにして、

1) 敵意・怒りを処理

2) コントロール・パワーを発揮

② 性化された強いる行動 sexualized coercive control behavior をとおして実践される。

⇒ 性的欲望は表層的な位置にある

レイプ研究(続) 非性的ニーズ

性的欲求 sexual desire そのものの実現というよりは、非性的ニーズを満たす non-sexual needs という面に着目した加害者臨床



補償的、報復的、劣位回復的、不全感を埋める、コントロール感、達成感を得る

⇒ 擬似的性行動

レイプ研究(続)

しかし、それが性化される

身近にいる脆弱な対象が選択され、性にかかわるものとしての暴力として発現する。性のもつ人間の尊厳にとっての大きさがあるからこそ、それをおとしめることが、しかも力の強弱や関係性やジェンダー役割に根ざして行われる。性化されていくことに特徴がある。被害者の屈辱感を想定して、征服感、達成感、充足感を得る。

リスク評価

- ① 重要な社会的影響を受けている他者
- ② 親密さ問題
 - ・妻や恋人への態度/子どもへの情緒的同一化
 - ・女性への敵意/孤独(社会的拒否)/他者への関心の欠如
- ③ 性の自己統制
 - ・性への固執/ストレス対処としての性行動
 - ・逸脱した性的関心
- ④ 性犯罪を支える態度
 - ・性の特権意識/レイプへの態度/小児わいせつへの態度
- ⑤ 更生の態度(協力度)
- ⑥ 一般的な自己統制力
 - ・衝動的行為/認知的問題解決力/否定的な感情対処力

「ニーズ」をとらえるSTABLE-2000

(→微修正されてSTABLE-2007)

→動的リスク(変えることができる=選択的)

加害者更生・臨床の考え方

①リスク/ニーズ/レスポンスィビティ
(Risk-Needs-Responsivity)モデル)

②グッド・ライヴズモデル
(Good Lives Model)

英国：サークルズの取り組み

再犯ビッグター

社会的孤立 + 感情的寂しさ



Circles UK 6つの理念

- ①安全 Safety
- ②責任 Responsibility
- ③包摂 Inclusiveness
- ④地域の関与 Community involvement
- ⑤成長と学習 Growth and learning
- ⑥個人と尊厳 Individuality and dignity

まとめ

性犯の再犯防止教育に必要な視点

- 1) 非認知能力の課題のある人の認知行動療法
- 2) 非犯罪的ニーズの自覚
- 3) 他罰性の課題がある人と刑務所生活（他律的）
- 4) 男性問題なのに焦点化されていない
- 5) 再々犯であることへの着目
- 6) 逸脱的ライフコースを歩んでいること
- 7) 非性的ニーズの自覚
- 8) 性化される際のジェンダーバイアス
- 9) 刑務所の入口と出口での加害者対策を

加害者へのアプローチ

暴力行動の脱学習
unlearn

ひとりでは不可能

参考配付資料

中村正「暴力臨床論の展開のためにー暴力の実践を導く暗黙理論への着目ー」

『立命館文学』第646号、立命館大学人文学会、
2016年3月

中村正「暴力臨床の実践と理論-男性・父親の暴力をなくす男親塾の取り組み」

『季刊 刑事弁護』第87号、現代人文社、2016年8月